ACSES ニュースレター_１９９９号（2020 年 12 月 18 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
・水虫薬への睡眠剤混入、製造会社が全製品の出荷を停止／水虫薬に睡眠剤、２人目の死者…入院中の８０代男性〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
□大災害、原発事故対策
・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第 20 号）〈官報〉
・平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示（原子力規制委員会告示第 13 号）〈官報〉
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道　見出し
[3] 石綿ばく露作業による労災認定等
◇石綿救済流れ決定的に　今後はメーカー責任に焦点〈新聞報道〉
◇石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表
〇石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（平成 30 年度以前認定分）〈厚生労働省〉
〇学校の体育館でも認定例　アスベスト労災、事業場を公表〈新聞報道〉
[4] 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する件（環境省告示第 107 号）〈官報〉
[5] 温暖化対策関係
◇気候変動影響評価報告書の公表について〈環境省〉
[6] 環境安全関係
◇第五次環境基本計画の進捗状況の第１回点検結果について〈環境省〉
◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第 356 号）〈官報〉
◇[英国] 英 9 歳少女の死因は「大気汚染」　検視官が認定〈Web 報道〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　１件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　４件　［開催記録、報告、資料等］　５件
[9] 海外の化学物質管理情報
〇国際：２件　〇欧州：12 件　〇米国：４件　〇カナダ：１件　〇台湾：１件

胡蝶蘭（コチョウラン）

○オーストラリア：１件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：７件
[付録]
◇石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(平成 30 年度以前認定分)〈厚生労働省〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2020 年 12 月 17 日＞
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201217_01.pdf
生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：47件
うち重大事故等として通知された事案：25件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2020 年 12 月 17 日＞
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201217_02.pdf
1.事故情報(食中毒情報を除く。)：３件、2.リコール・自主回収情報:12件、3.食中毒情報：７件

◇事故、事件の続報

・水虫薬への睡眠剤混入、製造会社が全製品の出荷を停止
＜朝日新聞　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNDJ6Q3VNDJPTIL03G.html
水虫などに効く飲み薬に睡眠導入剤の成分が混入した問題で、製造した小林化工（福井県あわら市）が、全 289 製品の出荷を停止したことがわかった。同社と県が取材に明らかにした。出荷停止は 14 日から。再開のめどは未定で、全製品の製造時の記録をチェックして品質を確認するとしている。
健康被害の報告がある薬はイトラコナゾール錠 50「MEEK」で、31 都道府県の医療機関などで 364 人に処方された。同社は 16 日、15 日時点で健康被害を訴えた患者は 8 人増えて 154 人になったと発表。うち 35 人が入院または救急搬送されたという。

・水虫薬に睡眠剤、２人目の死者…入院中の８０代男性
＜読売新聞　2020 年 12 月 17 日＞
https://www.yomiuri.co.jp/national/20201217-OYT1T50177/
製薬会社「小林化工」(福井県あわら市) が製造した爪水虫などの治療薬に睡眠導入剤の成分が混入した問題で、同社は１７日、服用した８０歳代の男性が１１月２３日に死亡していたと発表した。問題の薬を服用していた人で死者は２人目。
同社によると、男性は基礎疾患があり、中部地方の病院に入院中だった。主治医の見解として、「服用により傾眠の症状があったが、服用と死亡との因果関係が認められる可能性は低い」と説明している。
薬は医師の処方箋が必要な「イトラコナゾール錠５０『ＭＥＥＫ』」。今年９～１２月に出荷した約９万錠に、１錠あたり５ミリ・グラムの睡眠導入剤成分「リルマザホン塩酸塩水和物」が混入していた。１回あたりの最大投与量の２・５倍にあたるという。

薬を処方されたのは東京や大阪など３１都道府県の３６４人で、１５４人（１６日午前０時現在）が健康被害を訴えている。うち入院か救急搬送された患者は３５人。首都圏の病院に入院中だった７０歳代の女性が１２月１０日に死亡している。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第 20 号）　---→ *次号掲載予定*

［官報］ 令和 2 年 12 月 17 日　号外　第 264 号　1～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201217/20201217g00264/20201217g002640001f.html

---

・平成二年科学技術庁告示第五号（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）及び平成二年科学技術庁告示第七号（放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示）の一部を改正する告示（原子力規制委員会告示第 13 号）

［官報］ 令和 2 年 12 月 17 日　号外　第 264 号　15～46 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201217/20201217g00264/20201217g002640015f.html

---→ *次号掲載予定*

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました

＜厚生労働省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました

＜厚生労働省　2020 年 12 月 17 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00204.html

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(12 月 16 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15549.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 12 月 17 日版）

＜厚生労働省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15561.html

・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15559.html

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

・新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)：Health Center Real-time information-sharing System on COVID-19

＜厚生労働省　2020 年 12 月 17 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00129.html

・「帰国者・接触者相談センター/帰国者・接触者外来等」を更新しました

＜厚生労働省　2020 年 12 月 17 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kansenkakudaiboushi-iryouteikyou.html

---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・アビガン 新型コロナ治療薬の審査は 21 日に決定も難航の見通し
＜NHK　2020 年 12 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201217/k10012768181000.html

・低価格の PCR 検査センター相次ぎオープン 申し込み殺到も
＜NHK　2020 年 12 月 16 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201216/k10012767961000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005

◇マスコミ報道　見出し

・コロナ対応「失敗」　スウェーデン国王、異例の政策批判
＜朝日新聞　2020 年 12 月 18 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNDL2BYGNDKUHBI044.html?iref=comtop_7_03
****

[3] ***石綿ばく露作業による労災認定等***

◇石綿救済流れ決定的に　今後はメーカー責任に焦点

＜朝日新聞　2020 年 12 月 17 日＞

アスベスト(石綿)を吸い込んだ元作業員らが国や建材メーカーに賠償を求めた一連の訴訟で、最高裁が「一人親方」も救済の対象とする道筋をつけた。高齢の原告が多く、弁護団は救済枠組みの設定を急ぐよう国に求めた

「いま裁判を起こしている人は全被害者の１割にも満たない。被害者が裁判をせずに迅速な救済を受けられる基金制度を作るべきだ」。「東京訴訟」弁護団の佃俊彦事務局長は16日、コメントを出した。

全国各地の裁判に共通する争点は、個人事業主として扱われ、労働安全衛生法の「労働者」にあたらない一人親方の問題だった。2012～17年に出た７件の一審判決は、いずれも救済範囲に含めなかった。高裁レベルでも17年10月の東京高裁は対象外とした。

潮目が変わったのが、今回の最高裁決定の対象となった187年3月の東京高裁判決だった。判決は「安衛法の趣旨や目的は労働者以外にも当てはまる」と初めて判断。一人親方も実質的には元請け業者から「使用」されている実態を踏まえ、国の賠償責任を認めた。

その後は一人親方も救済する高裁判決が４件続き、流れが固まりつつあるなかでの最高裁決定となった。決定を出した第一小法廷には他に３件の訴訟が係属しており、今後も同じ判断を踏襲するとみられる。

国はこれまで労働基準法の対象から外れるとして一人親方への責任を否定。だが働き方の多様化が進み、労基法の対象ではないフリーランスなどをどう保護するかが課題になっている。安全や衛生は同じ職場で働く人に共通するとした高裁判決の確定により、フリーランス保護を巡る議論に影響することは確実だ。

今後の上告審では、建材メーカーの賠償責任も認めるかどうかがポイントだ。

アスベスト被害は確かで一も、現場では複数の建材が使われているため、原因となった建材が特定できない点が争いになってきた。一方、民法にはこうした揚合に連帯責任を負わせる「共同不法行為」という考え方があり、原告側は市場占有率などから各企業の負担割合を導けると訴えている。

厚生労働省は16日、最高裁決定を受けて「国の損害賠償義務が認められたことについて重く受け止めている」とコメントした。

最高裁で先行して進むアスベスト訴訟の行方　　○　認める判決

判決	国の賠償責任		建材メーカーの責任
	労働者	一人親方	
横浜地裁　2012 年 5 月	×	×	×
東京高裁　2017 年 10 月	○	×	○
最高裁	?	?	?
	10 月に弁論（判決日未定）		
東京地裁　2012 年 12 月	○	×	×

東京高裁　2018 年 3 月	○	○	×
最高裁	○	○	？
	14 日付の決定で確定		覆る可能性？（来年 2 月弁論）

［備考］［ACSES-NL_1998_20201217（前号）掲載］

・**建設アスベスト、国に賠償責任　最高裁、全国の訴訟で初確定**

＜共同通信　2020 年 12 月 16 日＞　https://www.47news.jp/news/5612149.html

建設現場でアスベスト（石綿）を吸い、中皮腫や肺がんなどの健康被害を受けた東京、千葉、埼玉の元労働者や遺族ら計 334 人が、国と建材メーカーに損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第 1 小法廷（深山卓也裁判長）は国の上告を受理しない決定をした。規制を怠った国の責任を認め、総額約 22 億 8 千万円の支払いを命じた二審東京高裁判決が確定した。14 日付。

全国 9 地裁に千人以上が起こした「建設アスベスト訴訟」で初めて国への賠償命令が確定する。二審判決は雇われた労働者だけでなく「一人親方」と呼ばれる個人事業主も救済対象に加えており、同種訴訟や今後の補償を巡る議論に影響を与えそうだ。

◇石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表

○石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（平成 30 年度以前認定分）　--→ 末尾［付録］

＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/ichiran/081217-1.html

---

○学校の体育館でも認定例　アスベスト労災、事業場を公表

＜朝日新聞　2020年12月16日＞

https://www.asahi.com/articles/ASNDJ4SD5NDBULFA020.html?iref=comtop_BreakingNews_list

厚生労働省は16日、アスベスト（石綿）の健康被害で2019年度に労災認定などを受けた人が、最後に曝露（ばくろ）作業をした勤め先992事業場を公表した。うち749事業場で、初めての認定者が出た。

ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15404.html）で詳細を確認できる。

内訳は、建設業が599カ所、製造業などが393カ所。労災認定や特別遺族給付金の支給決定は1168件あったが、事業場が不明だったり個人事業主だったりした例を除いた。うち肺がんや中皮腫などの労災認定は1093件で、前年度より9・6%増えた。増加は4年連続。

石綿は06年に使用が全面禁止されたが、疾病の発症までの潜伏期間が30～40年などと長い。厚労省の担当者は「今後も、年1千件前後を認定・決定する傾向は続くだろう」とみている。

厚労省は17、18日の午前10時～午後5時、電話相談窓口（03・3595・3402）を設置する。民間団体の「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」も、両日の午前10時～午後7時にフリーダイヤル（0120・117・554）で相談に応じる。

今年は俳優に労災認定も　体育館の天井裏で舞台設営

学校の体育館などで舞台公演を行った俳優2人が、天井裏のアスベストを吸ったことによる健康被害で労災を認定された。「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が16日、記者会見して明らかにした。同会は政府に対し、学校関係者にもアスベストによる健康被害のリスクがあることを周知するように求めた。

同会によると、認定されたのは肺腺がんを患った78歳男性（認定は7月）と、中皮腫を患った55歳男性（同11月）。別の劇団に所属し、全国の学校などで15年以上にわたって年120～180日ほど公演していた。舞台の設営などで体育館の天井に上り、吹き付けられたアスベストを吸い込んだ可能性が高いとして認定された。

いずれも雇用契約は結んでいなかったが、実態として労働者性があると判断された。2人とも、同会への電話相談から労災申請につながったという。

****

[4] 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数の一部を改正する件（環境省告示第 107 号）

［官報］ 令和２年 12 月 17 日　号外　第 264 号　5～15 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201217/20201217g00264/20201217g002640005f.html

○環境省告示第 107 号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)別表第一各号ニの規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号ニの規定に基づく物質の有害性の程度に応じ環境大臣の定める係数(平成十八年十二月環境省告示第百四十七号)の一部を次のように改正し、令和三年一月一日から適用する。

令和２年 12 月 17 日　　環境大臣　　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載＜ACSES 事務局＞―

「改正後」

汚染分類	物　質	係　数
X 類物質	(1)・(2)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(3)～(7)　(略)	(略)
	(8)　アルキルベンゼンの混合物(ナフタレンを含むものに限る。)	一、〇〇〇
	(9)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(10)～(16)　(略)	(略)
	(17)　オレフィン(炭素数が五から十五までのものの混合物(炭素数が八から十二までのものを含むものに限り、炭素数が六以上のアルファオレフインの混合物を除く。)に限る。)	一、〇〇〇
	(18)　アルファオレフイン(炭素数が六から十八までのものの混合物(炭素数が八から十二までのものを含むものに限る。)に限る。)	一、〇〇〇
	(19)　海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘採に伴い発生する廃水(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)	一〇〇、〇〇〇
	(20)　掘削用ブライン(塩化亜鉛を含むものに限る。)	一、〇〇〇
	(21)　(略)	(略)
	(22)　クロトンアルデヒド	一、〇〇〇
	(23)　航空用アルキラート(炭素数が八のパラフィンであって、沸点が九十五度以上百二十度以下のものに限る。)	一、〇〇〇
	(24)～(40)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(削る)	(削る)
	(41)　(略)	(略)
	(42)　炭化水素ワックス	二五、〇〇〇
	(43)～(54)　(略)	(略)
	(55)　ドデセン(一－ドデセンを除く。)	一、〇〇〇

	(56)・(57)　(略)	(略)
	(58)　ノルマルオクタンメルカブタン	一〇、〇〇〇
	(59)　ノルマルドデカンメルカブタン	一〇、〇〇〇
	(60)　廃食用油(トリグリセリド(飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であって、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。)を除く。)	一〇〇、〇〇〇
	(61)・(62)　(略)	(略)
	(63)　パラフィンワックス(精製されたものであって、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。)	二五、〇〇〇
	(64)～(67)　(略)	(略)
	(68)　フタル酸ジアルキル(アルキル基の炭素数が七から十三までのもの(フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。)及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物(フタル酸ジオクチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジデシル及びフタル酸ジノニルの混合物を除く。)に限る。)	
	(69)～(73)　(略)	(略)
	(74)　ポリイソブチレン(重合度が回以上のものであって分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。)	一〇〇、〇〇〇
	(75)～(78)　(略)	(略)
Y類物質	(1)～(9)　(略)	(略)
	(10)　アクリロニトリル及びスチレンの共重合体(ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。)	一
	(11)～(17)　(略)	(略)
	(18)　アジピン酸ジメチル	一〇〇
	(19)～(22)　(略)	(略)
	(23)　アマナズナ種子油	一
	(24)～(29)　(略)	(略)
	(30)　アルカノール(炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカノール(炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。)の混合物	一
	(31)～(40)　(略)	(略)
	(41)　アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレングリコール及びホウ砂の混合物(エチレングリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。)	二五
	(42)～(53)　(略)	(略)
	(54)　長鎖アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。)	一
	(55)・(56)　(略)	(略)
	(57)　アルキルフエノールポリエトキシラート(アルキル基の炭素数が七から十一までのものであって重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。	一〇
	(58)　ルキルフエノールポリエトキシラート(アルキル基の炭素数が十から十五までのものであって重合度が四から十二までのものの混合物(アル	一

	キル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。)に限る。)	
	(59)～(77)　(略)	(略)
	(78)　イソホロンジイソシアナート	―○
	(79)　イソ酪酸二・二・四 - トリメチル - 三 - イソブトキシペンチル	―
	(80)～(96)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(97)～(99)　(略)	(略)
	(100)　エチレングリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物(エチレングリコールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。)	―
	(101)～(114)　(略)	(略)
	(115)　塩化ベンゼンスルホニル	―○
	(116)～(128)　(略)	(略)
	(129)　キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物	―○
	(130)～(138)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(139)～(149)　(略)	(略)
	(150)　グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物(アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。)	―
	(151)～(159)　(略)	(略)
	(160)　魚サイレージ(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のもの限る)	―
	(161)　～(183)　(略)	(略)
	(184)　一・二シクロヘキサンジカルボン酸ジイソノニルエステル	―
	(185)～(189)　(略)	(略)
	(190)　脂肪酸(炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。)	―○○
	(191)　脂肪酸(炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。)	―
	(192)～(196)　(略)	(略)
	(197)　脂肪族アルコールポリエトキシラ１ト(アルコールの炭素数が九から十一までのものであって重合度が二・五から九までのもの(セコンダリアルコールであって重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。)及びその混合物に限る。)	―○
	(198)　脂肪族アルコールポリエトキシラート(ルアコールの炭素数が十二から十六までのものであって重合度が一から六までのもの(セコンダリアルコールであって重合度が三以上のものを除く。)及びその混合物に限る。)	―○○
	(199)　脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって重合度が七から十九までのもの(セコンダリアルコールであって重合度が七から十二までのものを除く。)及びその混合物に限る。)	―○○
	(200)　脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。)	―
	(201)　脂肪族アルコールポリエトキシラート(アルコールの炭素数が十七又は十八のものであって重合度が七のもの(セコンダリアルコールでその炭素数が十七のものを除く。)及びその混合物に限る。)	―○

	(202)　脂肪族アルコールポリエトキシラート(セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。)	一〇〇
	(203)　脂肪族アルコールポリエトキシラート(セコンダリアルコールでその炭素数が六から十七までのものであって重合度が七から十二までのもの及びその混合物に限る。)	一〇〇
	(204)　～(208)　(略)	(略)
	(209)　硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶	一
	(210)　植物油の混合物(遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。)	一〇〇
	(211)　～(249)　(略)	(略)
	(250)　N・N－ジメチルドデシルアミン	一〇〇
	(251)～(254)　(略)	(略)
	(255)　水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセーント以下のものに限る。）	一〇
	(256)　(略)	(略)
	(257)　水酸化カルシウム	一
	(258)～(263)　(略)	(略)
	(264)　ターシャリドデカンチオール	一
	(265)　謡一　(略)	(略)
	(268)　大豆油脂肪酸メチルエステル	一
	(269)～(276)	(略)
	(277)　テレフタル酸ジ－二－エチルヘキシル	一
	(278)～(284)　(略)	(略)
	(285)　トール油のナトリウム塩（粗製のものに限る。）	一
	(286)　(略)	(略)
	(287)　トリアルキル酢酸グリシジルエステル（トリアルキルの炭素数が十のものに限る。）	一〇
	(288)～(304)　(略)	(略)
	(305)　ドデシルベンゼン	一
	(306)　一－ドデセン	一
	(307)～(309)　(略)	(略)
	(310)　ナフタレン（粗製のものに限る。）	二五
	(311)～(328)　(略)	(略)
	(329)　ノルマルアルカン(炭素数が九から十一までのものの混合物(炭素数が九のものを含むものに限る。)に限る。)	一
	(330)　ノルマルアルカン(炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。)	一
	(331)～(334)　(略)	(略)
	(335)　廃食用油(トリグリセリド(飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のものの混合物であって、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。)に限る。)	一
	(336)～(349)　(略)	(略)
	(350)　パラフィンワックス(精製されたものであって、鉱油の含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。)	一

	(351)～(357)　(略)	(略)
	(358)　ビペラジン溶液(濃度が六十八重量パーセントのものに限る。)	二五
	(359)～(362)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(363)・(364)　(略)	(略)
	(365)　フタル酸ジオクチル	一
	(366)～(379)　(略)	(略)
	(380)　ぶどう油	一
	(381)～(401)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(402)～(411)　(略)	(略)
	(412)　ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセタート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであって重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	一
	(削る)	(略)
	(413)　ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであって分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。）	一
	(414)　ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素を溶媒とする溶液	一
	(415)～(445)　(略)	
	(446)　メタクリル酸ドデシル	(略)
	(447)～(494)　(略)	一
	(削る)	(略)
		(削る)
三　Ｚ類物質	(1)　アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液	○
	(2)～(14)　(略)	(略)
	(15)　アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）	○
	(16)～(20)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(21)　(略)	(略)
	(22)　エチルターシャリベンチルエーテル	○
	(23)　(略)	(略)
	(24)　エチレングリコール	○
	(25)～(31)　(略)	(略)
	(削る)	(削る)
	(32)～(40)　(略)	(略)
	(41)　掘削用ブライン（臭化カルシウムを含むものに限る。）	○
	(42)～(50)　(略)	(略)
	(51)　魚たんぱく質濃縮物(ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。)	○
	(52)～(61)　(略)	(略)
	(62)　シクロヘキサンカルボン酸ナトリウム塩溶液	○
	(63)・(64)　(略)	(略)

	(削る) (65)・(66)　(略) (67)　二・六 - ジアミノヘキサン酸燐酸塩溶液 (68)～(78)　(略) (削る) (79)～(91)　(略) (削る) (92)～(94)　(略) (削る) (95)～(106)　(略) (削る) (107)～(117)　(略) (118)　ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテル(アルキル基の炭素数が一から六までのものであって重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。) (119)～(128)　(略) (129)　無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液 (130)　(略) (削る) (131)～(160)　(略)	○ (略) ○ (略) (削る) (略) (削る) (略) (削る) (略) (削る) (略) ○ (略) ○ (略) (削る) (略)
四　有害でない物質	令別表第一の二第一号から第二十三号までに掲げる物質	○

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇気候変動影響評価報告書の公表について

＜環境省　2020 年 12 月 17 日＞　http://www.env.go.jp/press/108790.html

気候変動適応法に基づき、気候変動影響の総合的な評価についての報告書「気候変動影響評価報告書」を公表しましたのでお知らせいたします。

１．背景

気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）では、環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね５年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、公表することと定められています。

環境省ではこれまで、同法に基づく報告書の作成に向け、最新の科学的知見の収集や分析を行ってきました。また、平成 30 年 12 月 21 日付けで環境大臣から中央環境審議会会長に対しなされた諮問「気候変動影響の評価について（諮問）」をもとに、環境省が作成する報告書案について中央環境審議会での審議が行われ、令和２年 11 月 30 日に中央環境審議会から答申「気候変動影響の評価について（答申）」が示されました。今般、本答申を踏まえ、関係行政機関との協議を経て、「気候変動影響評価報告書（総説）」を作成し、公表しました。

本報告書は、気候変動適応法に基づくものとしては初めての気候変動影響の総合的な評価に関する報告書です。（なお同様の気候変動の影響の評価に関するものとして、平成 27 年には中央環境審議会会長からの意見具申として「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」が公表されています。）

２．報告書の構成

今回公表した「気候変動影響評価報告書（総説）」では、各分野における気候変動影響の概要に加えて、気温や降水量などの観測結果と将来予測、影響の評価に関する今後の課題や現在の政府の取組をまとめています。この

他、報告書の作成に併せ、各分野における気候変動影響に関する詳細な情報まとめた資料「気候変動影響評価報告書（詳細）」を参考資料としてまとめています。

３．今後の展望

本報告書の内容も踏まえ、令和３年度には、気候変動適応法に基づき策定されている気候変動適応計画の見直しが行われる予定です。また気候変動適応法に基づき、今後もおおむね５年ごとに、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成する予定です。

****

[6] ***環境安全関係***

◇第五次環境基本計画の進捗状況の第１回点検結果について

＜環境省　2020 年 12 月 17 日＞　http://www.env.go.jp/press/108776.html

このたび、中央環境審議会会長から環境大臣に対して、第五次環境基本計画（平成 30 年４月 17 日閣議決定。）の進捗状況の第１回点検結果が報告されましたので、お知らせいたします。

１．第五次環境基本計画の進捗状況の点検について

第五次環境基本計画では、環境基本計画の着実な実行を確保するため、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告することとしています。

今回の点検は、第五次環境基本計画が平成 30 年４月に閣議決定されてから１回目の点検となります。

２．点検の進め方

第１回点検では、中央環境審議会の各部会（総合政策、循環型社会、環境保健、地球環境、水環境、土壌農薬、自然環境）において、各部会が対象とする範囲の施策について点検を行い、それらの結果を踏まえ、中央環境審議会（総合政策部会）において、点検結果が取りまとめられました。

「重点戦略ごとの環境政策の」第１回点検分野

１．持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

（１）企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

（３）金融を通じたグリーンな経済システムの構築

２．国土のストックとしての価値の向上

（１）自然との共生を軸とした国土の多様性の維持

（２）持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり

３．地域資源を活用した持続可能な地域づくり

＜環境で地域を元気にする地域循環共生圏創造のためのプラットフォーム構築＞

（１）地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用

（３）都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり

４．健康で心豊かな暮らしの実現

（３）安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

・健全で豊かな水環境の維持・回復

・化学物質のライフサイクル全体での包括的管理

・マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

「重点戦略を支える環境政策」の第１回点検分野

１．気候変動対策

２．循環型社会の形成

４．環境リスクの管理

（１）水・大気・土壌の環境保全（大気関係を除く。）

（２）化学物質管理

３．点検結果の概要

全体として、環境基本計画に掲げられた施策は着実に実施され、全体的に施策が強化されており、環境基本計画の進捗状況に係る指標も全体的に良い方向に向かっている状況であることが確認されました。

また、各重点分野において、今後強化が必要な取組の方向性についても確認されました。

環境基本計画において主に 今後強化が必要な取組の方向性については以下のとおりです。

○重点戦略１「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」

ESG 金融の取組について、更に強化が必要である。また、新型コロナウイルスとの関係では、「脱炭素社会、循

環経済、分散型社会の設計」に向けた政策を強化していくことが必要である。
○重点戦略２「国土のストックとしての価値の向上」
　環境・経済・社会上のマルチベネフィットを強化していく観点から、立地適正化計画と、地球温暖化対策の地方自治体実行計画等の連携など、関係省庁間の連携を強化していくことが重要である。
○重点戦略３「地域資源を活用した持続可能な地域づくり」
　地域循環共生圏の取組について、より一層の取組を進めるとともに、更なる深化をさせていくことが重要である。特に、地域循環共生圏の理念や取組、ゴールのイメージが、より国民に伝わるような情報発信や、地域循環共生圏に取り組む「人づくり」の推進などをしていく必要がある。
○重点戦略４「健康で心豊かな暮らしの実現」
　水環境の保全や化学物質によるリスク対策は、健康と心豊かな暮らしの基盤であり、引き続き取組を進めることが、地域循環共生圏の基盤づくりにつながる。

◇水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（政令第 356 号）

［官報］　令和２年 12 月 18 日　本紙　第 397 号　３頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201218/20201218h00397/20201218h003970003f.html

○政令第 356 号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十六号の三中「もの（」の下に「住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する」を加える。

附　則

（施行期日）
１　この政令は、公布の日の翌日から施行する。
（経過措置）
２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　　小泉進次郎
内閣総理大臣　　菅　　義偉

◇[英国] 英 9 歳少女の死因は「大気汚染」 検視官が認定

＜FNN プライムオンライン　2020 年 12 月 18 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/121322

****

[7] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]

◇「先端研究設備整備補助事業（研究施設・設備・機器のリモート化・スマート化）」の公募について
＜文部科学省　2020 年 12 月 17 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxvacvVjvvxnPbK

****

[8] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・令和２年度環境技術実証事業説明会及び研修会の開催について　　１月 28、29 日、２月 4、5 日
＜環境省　2020 年 12 月 17 日＞　http://www.env.go.jp/press/108803.html
・総合資源エネルギー調査会　電力・ガス事業分科会　電力・ガス基本政策小委員会　産業構造審議会　保安・消費生活用製品安全分科会　電力安全小委員会合同　電力レジリエンスワーキンググループ（第 12 回）
　12 月 24 日、オンライン
＜経済産業省　2020 年 12 月 17 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36625

1. 台風10号に伴う停電復旧対応の振り返り
2. 災害時連携計画に係る取組状況等について
3. 令和２年に発生した災害の概要と対応について
4. 停電対応の強化に向けた取組

・総合資源エネルギー調査会　省エネルギー・新エネルギー分科会　省エネルギー小委員会　工場等判断基準ワーキンググループ（令和２年度第２回）　　12月23日、オンライン

＜経済産業省　2020年12月17日＞

https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/36525

1. ベンチマーク制度の見直しについて
2. 省エネ補助金について（報告事項）
3. 石炭火力検討WGでの議論の状況について（報告事項）

・国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議（第11回）の開催について　　12月23日

＜文部科学省　2020年12月17日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afxvacvVjvvxnPbJ

1. 最終とりまとめ（案）について
2. 今後に向けて
3. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第134回労働政策審議会安全衛生分科会議事録　　11月18日

＜厚生労働省　2020年12月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wzqeELxUi-RDrcdRY

（１）労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱等について（諮問）

（２）押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係政令の一部を改正する政令（仮称）案要綱（独立行政法人労働者健康安全機構法施行令の一部改正関係）等について（諮問）

（３）労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案要綱について（諮問）

（４）特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令案について

（５）平成26年改正労働安全衛生法の施行状況及び第13次労働災害防止計画の実施状況について

・食品安全委員会　鉛ワーキンググループ（第４回）の開催について　　１２月２４日、Web会議

＜内閣府　2020年12月17日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_namari_annai_4.html

（１）鉛の食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会（第801回）の開催について　　12月22日

＜内閣府　2020年12月17日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai801.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬５品目

ピリオフェノン、フルチアニル、プロパルギット、ホラムスルフロン、マンデストロビン

（２）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「トロメタミンジノプロストを有効成分とする牛の注射剤（動物用プロナルゴンEZ注射液）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・動物用医薬品「ゼラノール」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「CF307株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「ZGL株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

（４）その他

・第62回食品表示部会　　12月17日

https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/062/shiryou/index.html

食品表示基準の一部改正（玄米及び精米に関する表示）に係る審議

・第５０回厚生科学審議会感染症部会　資料　　１２月１７日

＜厚生労働省　2020年12月17日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-pOwGyEWzSTfRKBY

（１）新型コロナウイルス感染症対策における今後の検討の方向性について（案）

（２）新型コロナウイルス感染症における情報の公表に係る基本方針について（案）

（３）その他の感染症対策について（風疹・訪日観光客の入院医療費）（案）

****

[9] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE化学物質管理関連情報 第518号 2020年12月16日から＞

〇国際

・Publications in the series on Pollutant Release and Transfer Registers

＜経済協力開発機構(OECD)　2020年12月9日＞

http://www.oecd.org/chemicalsafety/publications-series-on-pollutant-release-and-transfer-registers.htm

OECDは、化学物質排出移動量届出制度(PRTR)に関する「PRTR放出推定技術のリソース便覧パートII：拡散源のための技術要約」をリリースした。この文書は、大気および水域への非点源排出量を推定するために使用される主要な放出推定技術の要約、OECD加盟国プログラムの概要、および関連する連絡先と文書に関する情報を提供するものと説明している。

・DRAFT OECD GUIDELINE FOR THE TESTING OF CHEMICALS Key-Event-Based Test Guideline For In Chemico Skin Sensitisation Assays Addressing The Adverse Outcome Pathway Key Event On Covalent Binding To Proteins

＜経済協力開発機構(OECD)　2020年12月10日＞

http://www.oecd.org/env/ehs/testing/draft-test-guideline-442C-in-chemico-skin-sensitisation.pdf

OECDは、化学物質の試験ガイドライン TG 442C（In Chemico 皮膚感作性：ペプチド結合性試験（DPRA））の更新案を公開し2021/2/3までの意見募集を開始した。

〇欧州

・Commission Implementing Regulation (EU) 2020/1991 of 27 November 2020 granting a Union authorisation for the biocidal product family ‘perform-IPA’

＜欧州委員会(EC)　2020年12月7日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020R1991&qid=1607644231483

欧州委員会（DG SANTE)は、殺生物性製品ファミリー「perform-IPA」の欧州連合認可を付与する欧州委員会施行規則(EU) 2020/1991 を官報公示した。

・Harmful chemicals - updated list of endocrine disrupting substances(REACH Regulation)

＜欧州委員会(EC)　2020年12月8日＞

https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12550-Commission-Regulation-amending-Annex-XIV-to-REACH

＜欧州委員会(EC)　2020年12月8日＞

欧州委員会は､REACH規則の附属書XIVを改正する欧州委員会規則(案)に対する意見募集を開始した｡この規則(案)は、認可対象となる物質をリストする附属書XIVのエントリー4から7の物質(DEHP、BBP、DBP、およびDIBP)に内分泌かく乱特性を追加し、特定の使用についての最終認可申請日と日没日をそれぞれ規則発効の18ヶ月後、36ヶ月後に延期することを目的とするもので、意見提出は2021/1/5まで。

・Commission Implementing Decision (EU) 2020/2009 of 22 June 2020 establishing the best available techniques (BAT) conclusions, under Directive 2010/75/EU of the European Parliament and of the Council on industrial emissions, for surface treatment using organic solvents including preservation of wood and wood products with chemicals

＜欧州委員会(EC)　2020 年 12 月 9 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32020D2009&qid=1607644231483
欧州委員会（DG Environment)は、木材や木材製品の防腐を含む、有機溶剤を使用した表面処理についての工業排出に関する欧州指令 2010/75/EU に基づく利用可能な最善の手法（BAT）を確立する欧州委員会施行決定（EU）2020/2009 を官報公示した。

・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 7 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation
ECHA は、２，２’－エチレンジオキシジエチルジメタクリラート(CAS RN 109-16-0)、ベナラキシル（CAS RN 71626-11-4)、およびレゾルシン(CAS RN 108-46-3)の CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案を公開し、意見募集を開始した。意見提出は 2021/2/5 まで。

・Creosote approval with more stringent conditions proposed
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 8 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/creosote-approval-with-more-stringent-conditions-proposed
ECHA の殺生物性製品委員会(BPC)は、12 月の会合で、活性物質としてジアミンの承認を支持しないこと、木材の防腐剤(PT8)として使用されるクレオソート、および人または動物に直接適用しない消毒剤や殺藻剤(PT2)としてのエチレンオキシドの承認を支持することなど 5 つの意見を採択した。

・ECHA Weekly - 9 December 2020
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 9 日＞
https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/echa-weekly-9-december-2020
ECHA は ECHA Weekly の 2020 年 12 月/9 版を掲載した。

・Scientific committees: EU-wide restriction best way to reduce microplastic pollution
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 9 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/scientific-committees-eu-wide-restriction-best-way-to-reduce-microplastic-pollution
ECHA は、リスク評価委員会(RAC)と社会経済分析委員会(SEAC)が、REACH に基づくマイクロプラスチックの欧州全体の制限案はプラスチック粒子による環境汚染に対処するための最も適切な手段であると結論づけたと報じている。

・6.5 % of inspected substances miss the required registration
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 10 日＞
https://www.echa.europa.eu/-/6-5-of-inspected-substances-miss-the-required-registration
ECHA は、第 7 次の REACH 執行プロジェクト（REF-7）で、2018/5/31 の REACH 最終登録期限後に企業が登録義務を遵守しているかをチェックしたところ、登録が必要な 1,193 件の内、77 件（6.5%）に有効な登録がなく、180 件（15%）で登録関連義務の 1 つ以上が遵守されていないことが判明したと報じている。

・Ongoing guidance consultations Guidance on harmonised information relating to emergency health response - Annex VIII to CLP (Version 4.0)
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 10 日＞
https://www.echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-clp
ECHA は、緊急時の健康対応に関連する調和された情報－CLP 規則附属書 VIII に関するガイダンス案（Version 4.0）を CARACAL およびフォーラムに協議のため送付した。
ECHA のガイダンス案（version 4.0)[PDF]
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/23047722/att3_guidance_on_annex_viii_v4_draft_caracal_forum_en.pdf/8ea050e9-9a7c-a85a-9c42-de018b8e58c5

・Ongoing guidance consultations Guidance on labelling and packaging in accordance with Regulation (EC) 1272/2008 (Version 4.2)
＜欧州化学品庁(ECHA)　2020 年 12 月 10 日＞

https://www.echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-clp
ECHA は、CLP 規則に従った表示と包装に関するガイダンス案（Version 4.2）を CARACAL およびフォーラムに協議のため送付した。
ECHA のガイダンス案（Version 4.2）
https://www.echa.europa.eu/documents/10162/23047722/att4_guidance_clp_v42_draft_to_caracal_forum_en.pdf/2023ed2a-d519-d7a4-2de4-45c72c73b3a8
・ドイツ連邦環境庁、PFAS に関する国際専門家会議を開催
＜環境展望台：国立環境研究所　2020 年 11 月 30 日＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=30829
標記記事が掲載された。
・ドイツ　プラスチック袋の販売禁止を定めた改正容器包装法が連邦議会を通過
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2020 年 12 月 11 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=44654&oversea=1
標記記事が掲載された。

○米国

・List of Manufacturer-Requested Risk Evaluations under TSCA Section 6 Octahydro-tetramethyl-naphthalenyl-ethanone Chemical Category (OTNE)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 7 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/list-manufacturer-requested-risk-evaluations-under-tsca
EPA は、2020/11/20 に製造企業からコンソーシアムを通じ、オクタヒドロ-テトラメチル-ナフタレニル-エタノン（OTNE）カテゴリの TSCA に基づくリスク評価の要求を受け取ったことから、60 日以内に意見募集することを発表した。
この OTNE はフレグランスの成分として使用される物質（異性体の混合物）。
OTNE 関連 Web サイト　→
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/supporting-documents-manufacturer-requested-risk-0
・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (20-2.B)
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 7 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2020/12/07/2020-26003/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-20-2b
EPA は、製造前届出(PMN)の対象となった特定の化学物質に TSCA に基づく重要新規利用規則(SNUR)を発行する最終規則を官報公示した。
この最終規則は 2021/2/5 に発効するが、司法審査のため 2020/12/21 に公布されるものとしている。
・Risk Management for Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) under TSCA
＜米国環境保護庁(US EPA)　2020 年 12 月 10 日＞
https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/risk-management-and-polyfluoroalkyl-substances-pfas
EPA は、企業が特定の長鎖 PFAS を事前の EPA の審査と承認なしに、製造、輸入、加工、または使用することを禁止する 2020 年 7 月の重要新規利用規則(SNUR)の対象となる輸入成形品を概説する意見募集のためのガイダンス(案)を公開した。ガイダンス(案) →
https://www.epa.gov/sites/production/files/2020-12/documents/draft_lcpfac-snur_surface-coating-compliance-guide_2020-12-09.pdf
・[J-NET21]ビジネス Q&A 化学物質管理 Q1363 金めっき部品の金の産地の照会がありました。金めっきは外部委託加工をしていますが、金の産地照会の背景と対応を教えてください。
＜中小企業基盤整備機構　2020 年 12 月 7 日＞　https://j-net21.smrj.go.jp/qa/development/Q1363.html

弊社は、金めっきを施した金属部品の製造企業です。金めっきは外部に委託しています。顧客（商社）からグリーン調達基準として、アメリカ証券取引委員会の調査として金の産地の照会がありました。金の産地の照会の背景と対応を教えてください。
標記記事が掲載された。

〇カナダ

・Phenol-formaldehyde Resins Group
＜カナダ　2020 年 12 月 12 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/phenol-formaldehyde-resins-group.html
カナダ政府は、化学物質管理計画(CMP)に基づき、フェノール・ホルムアルデヒド樹脂グループの最終スクリーニング評価を発表した。評価の対象となった 8 種のポリマーはカナダ環境保護法(CEPA 1999)第 64 条の基準には合致しないとしている。
カナダ官報 → http://www.gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2020/2020-12-12/html/notice-avis-eng.html#na2

〇台湾

・Technical Barriers to Trade Information Management System Regular notification G/TBT/N/TPKM/446
＜台湾　2020 年 12 月 9 日＞
http://tbtims.wto.org/en/RegularNotifications/View/169286?FromAllNotifications=True
台湾衛生福利部食品薬物管理署(FDA)は、化粧品で禁止される成分リストの改正(案)を WTO/TBT 通報した。この通報への意見提出は 2021/2/7 まで。
WTO/TBT 通報文書（英語）→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/TPKM/20_7537_00_e.pdf
WTO/TBT 通報文書（中国語）→ https://members.wto.org/crnattachments/2020/TBT/TPKM/20_7537_00_x.pdf
---

〇オーストラリア

・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval - 10 December 2020
＜オーストラリア　2020 年 12 月 12 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-10-december-2020
オーストラリア工業化学品導入機構(AICIS)は、秘密企業情報(CBI)として扱われる工業化学品の名称承認が取り消されたため、6 物質のインベントリ情報を変更した。
****

[10] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・宮崎県・大分県における高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 11 例目、家きん国内 20 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/108873.html
・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザウイルス検出（野鳥国内 11 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.env.go.jp/press/108872.html
・宮崎県都農町（国内 12 例目）で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る搬出制限の解除について
＜農林水産省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201217_4.html
・宮崎県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 26 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201217.html

・香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 25 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201217_2.html
・高知県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内 27 例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
＜農林水産省　2020 年 12 月 17 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201217_3.html
・新潟県の野鳥糞便等における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例（野鳥国内５例目、７例目）の野鳥監視重点区域の解除について
＜環境省　2020 年 12 月 17 日＞　http://www.env.go.jp/press/108871.html
****

[付録]

◇石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(平成 30 年度以前認定分)　　上記［3］関係

＜厚生労働省　2020 年 12 月 16 日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/ichiran/081217-1.html

1　公表の趣旨

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表は、

(1)　公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する
(2)　公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする
(3)　関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する

という観点から行うものです。

2　事業場数　11,647 事業場

建設業以外の事業場の一覧表(第 1 表)	4,649 事業場
建設業の事業場の一覧表(第 2 表)	6,998 事業場

事業場公表は、平成 17 年 7 月、8 月、平成 20 年 3 月、6 月、10 月、12 月、平成 21 年 12 月、平成 22 年 1 月、11 月、平成 23 年 11 月、平成 24 年 11 月、平成 25 年 12 月、平成 26 年 12 月、平成 27 年 12 月、平成 28 年 12 月、平成 29 年 12 月、平成 30 年 12 月及び令和元年 12 月に行っていますが、同一の事業場名で複数回公表されている同一事業場については、重複して記載せずに 1 事業場として一覧表に記載するとともに、事業場数も 1 事業場として計算しています。

3　公表する情報

(1)　公表番号
(2)　事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名
(3)　事業場名
(4)　事業場所在地
(5)　石綿ばく露作業状況
(6)　事業場における石綿取扱い期間
(7)　公表時の石綿取扱い状況
(8)　特記事項
(9)　(備考)労災保険法支給決定件数累計・石綿救済法支給決定件数累計

注 1)　公表時点において把握した事業場情報を記載していますが、複数回公表されている事業場については、最も新しい公表時点の事業場情報を記載しています。

注 2)　(1)の「公表番号」は、アルファベットは過去の公表時期を示しており、数字は公表されている事業場一覧の「番号」を示しています。複数回公表されている事業場にあっては、最も新しい公表のアルファベットと番号が記載されています。なお、アルファベットが示す公表時期は次のとおりです。

A：平成 17 年 7 月 29 日公表分(平成 11 年度から平成 16 年度認定分)
B：平成 17 年 8 月 26 日公表分(平成 11 年度から平成 16 年度認定分の追加)
C：平成 17 年 8 月 26 日公表分(平成 10 年度以前認定分)
D：平成 20 年 3 月 28 日公表分(平成 17 年度、18 年度認定分)
E：平成 20 年 6 月 12 日公表分(平成 17 年度、18 年度認定分の追加)
F：平成 20 年 10 月 31 日公表分(平成 19 年度認定分)
G：平成 20 年 12 月 17 日公表分(平成 18 年度認定分の追加)
Ha：平成 21 年 12 月 3 日公表分(平成 16 年度認定分の追加)
Hb：平成 21 年 12 月 3 日公表分(平成 17 年度認定分の追加)
Hc：平成 21 年 12 月 3 日公表分(平成 18 年度認定分の追加)
Hd：平成 21 年 12 月 3 日公表分(平成 19 年度認定分の追加)
I：平成 21 年 12 月 3 日公表分(平成 20 年度認定分)
J：平成 22 年 1 月 29 日公表分(平成 18 年度認定分の追加)
K：平成 22 年 1 月 29 日公表分(平成 20 年度認定分の追加)
L：平成 22 年 11 月 24 日公表分(平成 21 年度認定分)
M：平成 23 年 11 月 29 日公表分(平成 22 年度認定分)
N：平成 24 年 11 月 28 日公表分（平成 23 年度認定分)
O：平成 25 年 12 月 10 日公表分（平成 24 年度認定分)
P：平成 26 年 12 月 17 日公表分（平成 25 年度認定分)
Q：平成 27 年 12 月 16 日公表分(平成 26 年度認定分)
R：平成 28 年 12 月 20 日公表分(平成 27 年度認定分)
S：平成 29 年 12 月 20 日公表分(平成 28 年度認定分)
T：平成 30 年 12 月 19 日公表分(平成 29 年度認定分)
U：令和元年 12 月 18 日公表分(平成 30 年度認定分)

注 3)　(4)の「事業場所在地」は、原則として支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、企業倒産、工場閉鎖等により事業場が廃止された場合、又は、移転により支給決定時の事業場所在地が最終ばく露作業当時の所在地と異なる場合には、最終ばく露作業当時の事業場の所在地を記載しています。

注 4)　(7)の「公表時の石綿取扱い状況」は、公表時に「現在の石綿取扱い状況」として掲載した内容を記載しています。また、「公表時の石綿取扱い状況」にある「その他」とは、[1]事業設備に保温材、パッキン、機械等に組み込まれた石綿含有部品があり、将来、交換、修理が必要となったときに取り扱うことがある場合、[2]修繕する船舶によっては石綿が使用されていることがある場合、[3]事業場では取扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱う可能性がある場合などです。

注 5)　(8)の「特記事項」は、当該事業場又は労災認定された被災労働者の方の石綿ばく露等の状況等について、より正確に理解いただくため、公表事業場の御意見等に基づき記載しています。

注 6)　(9)の「(備考) 労災保険法支給決定件数累計・石綿救済法支給決定件数累計」は，労災保険法に基づく保険給付の支給決定件数と石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数の平成 30 年度までの累計を記載しています。なお、「うち死亡」は、被災労働者が支給決定時点において既に亡くなられていたものの累計件数を内数で記載しています。

注 7)　建設業については、[1]事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれのないこと、[2]建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とすることから、上記(6)の「石綿取扱い期間」及び(7)の「公表時の石綿取扱い状況」については除外しています。

4　公表事業場に関する留意事項

(1)　肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患は 30 年から 40 年もの潜伏期間の後に発症することから、最後に石綿ばく露作業に従事した事業場において労災認定等を行っています。したがって、石綿ばく露作業による労災認定

等事業場として公表する事業場は、労災認定等された被災労働者の最終石綿ばく露事業場ですので、必ずしも公表した事業場における石綿ばく露が原因となって石綿関連疾患に罹患したとは限りません。

(2)　公表する事業場の中には、石綿の取扱いがごくわずかである事業場や出張作業現場における間接的なばく露である事業場を含んでいます。このような事業場であっても、労災認定等された被災労働者の最終石綿ばく露事業場であれば、事業場公表の対象としています。

(3)　公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿ばく露作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合、又は出張作業において石綿にばく露している場合は、通常、その事業場の事務所の所在地と実際に石綿ばく露作業を行った場所とが異なり、公表事業場の事務所の所在地においては石綿ばく露作業が行われていません。

(4)　建設業の事業場の場合(第２表)には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所(現場)で石綿ばく露作業が行われているため、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれがない場所です。

(5)　建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿ばく露作業に従事しており、最後に石綿ばく露作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定等を行っています。このため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあります。

・第１表（建設業以外）　全体版
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第１表：建設業以外)　Excel
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第１表：建設業以外)　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657218.pdf
・第１表（建設業以外）　分割版
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第１表：建設業以外)-1　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657219.pdf
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第１表：建設業以外)-2　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657220.pdf
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第１表：建設業以外)-3　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657221.pdf
・第２表（建設業）　全体版
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第２表：建設業)　Excel
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第２表：建設業)　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657229.pdf
・第２表（建設業）　分割版
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第２表：建設業)-1　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657230.pdf
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第２表：建設業)-2　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657231.pdf
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(第２表：建設業)-3　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657232.pdf
・船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表(参考)
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表(参考)　Excel
平成 30 年度以前認定石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表(参考)　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657238.pdf
・労災認定等事業場の公表に関する電話相談実施結果
令和元年実施分　PDF
https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000657239.pdf

5　石綿ばく露作業による労災認定事業場に対する労災補償制度等の周知要請について

厚生労働省は、石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者が所属していた事業場を公表しておりますが、これらの事業場に対して、既に離職した労働者やその遺族に向けて、労災補償制度・特別遺族給付金制度・石綿健康管理手帳制度についての周知を依頼する文書を送付しております。

石綿による疾病は、30～40 年という長い期間を経て発症することが多いため、石綿ばく露作業に従事した労働者及びその遺族に対して周知を行うことで、一人でも多くの対象者に情報が行き渡るよう、要請を行っています。

厚生労働省では、今後も、あらゆる機会をとらえて労災補償と石綿健康被害救済法に基づく特別遺族給付金の周知・広報に努め、石綿による疾病についての労災請求などの一層の促進に取り組んでいく方針です。

（参考）過去３年の周知状況

令和２年度周知状況　　公表した 992 事業場のうち、既に事業を廃止している等の 247 事業場を除いた 745 事業場に周知文を送付

令和元年度周知状況　　公表した 927 事業場のうち、既に事業を廃止している等の 272 事業場を除いた 655 事業場に周知文を送付

平成 30 年度周知状況　　公表した 879 事業場のうち、既に事業を廃止している等の 277 事業場を除いた 602 事業場に周知文を送付

要請資料　　https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000460028.pdf

********** 以上 **********